

馬淵川上流地域森林計画変更計画書 (案)

(馬淵川上流森林計画区)

変 更 計 画 期 間

自 平成28年12月 日

至 平成36年 3月31日

計 画 期 間

自 平成26年 4月 1日

至 平成36年 3月31日

平成28年12月

岩 手 県

変 更 理 由 等

1 変更理由

全国森林計画の変更にあわせて、鳥獣害の防止に関する事項を追加したこと。

2 変更の内容

別紙のとおり。

目 次

| | |
|--|---|
| Ⅱ 計画事項 | 1 |
| 第4 森林の保全に関する事項 | 1 |
| 3 鳥獣害の防止に関する事項 | 1 |
| (1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する指針 | |
| (2) その他必要な事項 | |
| 4 森林の保護等に関する事項 | 2 |
| (1) 森林病虫害等の被害対策の方針 | |
| (2) 鳥獣による森林被害対策の方針（3に掲げる事項を除く） | |
| (3) 林野火災の予防の方針 | |
| (4) その他必要な事項 | |

第4 森林の保全に関する事項

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知)に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣別に、当該対象鳥獣により被害を受けている森林及び被害のおそれがある森林等について、被害状況等を把握できる「森林生態系多様性基礎調査」の調査結果等を基礎データとし、鳥獣による被害を防止するための措置を実施すべき森林の区域(以下「鳥獣害防止森林区域」という。)を設定するものとする。

その際、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき県が定めている各種計画、その他対象鳥獣害による森林被害の情報等を参考とするものとする。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する指針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進するものとする。

その際、地元の鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と調整を図るものとする。

(2) その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域内では、現地調査や各種会議での情報交換、森林所有者等からの情報収集等により、鳥獣害防止対策の実施状況を確認するものとする。

4 森林の保護等に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等の被害対策について、松くい虫やスギ穿孔性害虫等の森林病虫害被害に対して抵抗性の高い森林の整備を図るため、適時適切な除間伐の実施、広葉樹や針広混交林の造成等を行うとともに、森林所有者や地域住民等の理解と防除活動への協力、参加が得られるよう、普及啓発に努めるものとする。

(2) 鳥獣による森林被害の対策の方針 (3に掲げる事項を除く。)

鳥獣害防止森林区域外における野生鳥獣による森林被害対策については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策と連携して総合的かつ効果的に推進するものとする。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林等の多様な森林の維持造成、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を促進するとともに、被害状況を踏まえながら、防護柵の設置等による被害対策を実施する。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災を未然に防止するため、巡視・啓発活動を推進するとともに、背負い式消防水のうや軽可搬ポンプ等の初期消火機材の整備に努めるものとする。

また、病虫害の駆除のための火入れは、薬剤による駆除などの他の方法がない場合に実施するものとし、実施区域や方法、消火体制などを関係機関と協議のうえ、森林法第21条の規定に基づく市町村長による許可を受けたうえで行うものとする。

(4) その他必要な事項

なし。